

葉山町子ども・子育て会議運営要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、葉山町子ども・子育て会議条例（平成 25 年葉山町条例第 10 号）に基づき設置された葉山町子ども・子育て会議（以下、「審議会」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第 2 条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（協力の要請）

第 3 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（秘密の保持）

第 4 条 委員は、委員会において知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第 5 条 審議会の庶務は、子ども育成課において処理する。

（委任）

第 6 条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 7 月 日から施行する。